

平成 29 年度第 2 回仙台市防災会議

議 事 錄

I 開催日時：平成 30 年 3 月 23 日（金）13 時 30 分から 14 時 21 分まで

II 開催場所：TKP ガーデンシティ仙台勾当台 ホール 1

III 出席者：会長 1 名・委員（代理含む）30 名 計 31 名

役 職	職 名	氏 名	備 考
会 長	仙台市長	郡 和子	
委 員	仙台市副市長	藤本 章	
"	東北財務局 局長	松浦 克巳	代理 安藤 嘉昭
"	東北地方整備局仙台河川国道事務所 所長	松居 茂久	代理 白戸 孝
"	東北経済産業局 局長	相樂 希美	欠席
"	東北運輸局 局長	尾関 良夫	代理 庄子 誠
"	仙台管区気象台気象防災部 部長	藤田 司	
"	宮城海上保安部 部長	岩渕 洋	代理 渋谷 峰雄
"	東北農政局 局長	木内 岳志	
"	仙台森林管理署 署長	齋藤 哲	
"	陸上自衛隊第 22 普通科連隊 連隊長	二瓶 恵司	代理 原之園 義正
"	宮城県 総務部危機管理監	山内 伸介	
"	宮城県警察 仙台市警察部長	高橋 俊章	代理 岩崎 清
"	東日本旅客鉄道㈱仙台支社 執行役員仙台支社長	坂井 究	欠席
"	東日本電信電話㈱宮城事業部 取締役宮城事業部長	中村 浩	代理 渡邊 健一
"	東北電力㈱仙台営業所 所長	小林 正明	
"	日本通運㈱仙台支店 執行役員仙台支店長	佐藤 武司	欠席
"	日本赤十字社宮城県支部 事務局長	本木 隆	欠席
"	日本放送協会仙台放送局 局長	西村 瞳生	
"	東日本高速道路㈱東北支社仙台東管理事務所 所長	佐藤 洋	
"	東北放送㈱ 報道制作局長	今井 敦	
"	㈱仙台放送 報道局長	佐藤 俊昭	
"	㈱宮城テレビ放送 取締役報道制作局長	佐藤みえ子	
"	㈱東日本放送 取締役	斎藤 博明	
"	㈱エフエム仙台 編成業務局長	二階堂 秀	

"	仙台市医師会 会長	永井 幸夫	欠席
"	宮城中央森林組合 代表理事組合長	赤間 長男	
"	仙台市連合町内会長会 会長	菅井 茂	
"	仙台市民生委員児童委員協議会 副会長	森 孝義	欠席
"	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会 会長	八木 彌生	
"	仙台商工会議所 女性会副会長	荒井美佐子	欠席
"	(社福) 仙台市社会福祉協議会 会長	山浦 正井	欠席
"	(社福) 仙台市障害者福祉協会 会長	阿部 一彦	
"	(公財)、仙台観光国際協会 理事長	渡邊 晃	
"	(公財)せんだい男女共同参画財団 理事長	木須八重子	
"	(特非) イコールネット仙台 代表理事	宗片恵美子	
"	エフエム仙台 防災・減災プロデューサー	板橋 恵子	
"	宮城県消防協会仙台地区支部長	八島 信夫	
"	仙台市消防局長	中塙 正志	
"	" 教育長	大越 裕光	
"	" 危機管理監	佐々木英夫	欠席

IV 傍聴者：なし

V 議事次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 議 事
仙台市地域防災計画の修正について
4. 報告事項
災害時受援計画・応援計画の策定について
5. 閉 会

VI 配付資料

- ・資料 1-1 平成 29 年度 主な災害対応状況
- ・資料 1-2 仙台市地域防災計画の修正について
- ・資料 1-3-1 仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表
- ・資料 1-3-2 仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表
- ・資料 1-3-3 仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表
- ・資料 1-3-4 仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表
- ・資料 1-4 仙台市地域防災計画修正案 パブリックコメント実施結果
- ・資料 2-1 災害時受援計画・応援計画の策定について
- ・資料 2-2 仙台市災害時受援計画
- ・資料 2-3 仙台市災害時応援計画

VII 会議経過

1. 開 会

2. あいさつ 郡市長

- 仙台市防災会議条例第3条の規定に基づき仙台市防災会議会長の郡市長が議長とされた。
- 議事録署名委員として、株式会社エフエム仙台 編成業務局長 二階堂 秀委員及び公益財団法人せんだい男女共同参画財団 理事長 木須 八重子委員を指名した。

3. 議 事

(1) 仙台市地域防災計画の修正について

- ・資料1-1に基づき、事務局（仙台市危機管理室危機管理課長）から説明
- ・資料1-2、資料1-3-1、資料1-3-2、資料1-3-3、資料1-3-4、資料1-4に基づき、事務局（仙台市危機管理室防災計画課長）から説明

【議長】

ただいまの説明について、意見等があれば発言をお願いしたい。

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

資料1-2別紙中の要配慮者等利用施設における避難確保計画作成義務化への対応に関して、現在の進捗状況は約36%ということだが、いつまでに完了するかという期限は設けているのか。できるだけ早期の対応が望まれると思うのでお伺いしたい。

また、資料1-4の仙台市議会議員からの意見に関して、安定ヨウ素剤の配備に関する本市の見解は変わらないということだが、昨今、自然災害だけではない様々な危機管理が必要とされている中にあって、摂取するタイミングによっても効果が変わってくると思うが、仮に国や県の指示に従って供給を行った場合、最速でどのタイミングで安定ヨウ素剤が供給されるのかというシミュレーションは行っているか。

【仙台市危機管理室防災計画課長】

要配慮者等利用施設における計画作成完了の時期については、国から今後5年以内に100%を目指すという目標が示されているが、施設利用者等の安全安心を守る極めて重要な計画であると認識しているため、市としてはできるだけ早期に作成していただけるよう施設管理者等に対して周知啓発を図っていく所存である。

また、安定ヨウ素剤の配備に関して、個別具体的な配布のシミュレーションは行って

いないが、資料中の本市の考えでも示しているように、UPZ外（30km圏外）の自治体についてはそもそも配備が不要とされていることから、まずは国や県に対し配備を求めて、その上でどのような対応ができるかといったことを検討していきたい。

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

安定ヨウ素剤の配備を国に要望しているのはどのような背景や理由からか。例えば、服用までにある程度の時間がかかるなどを考慮してのものなのか、それとも単にUPZ外でも服用が必要だという考え方によるものなのか、詳細をお聞かせ願いたい。

【仙台市危機管理室防災計画課長】

一般的に、安定ヨウ素剤は放射線量が上昇する前に服用する必要があると考えられる。

市としては、市民の安全安心のために地域防災計画〔原子力災害対策編〕を作っているという背景があるため、配備が不要とされている点も含めて国等に再検討いただきたいということで要望している。

【特定非営利活動法人イコールネット仙台 代表理事 宗片委員】

原子力災害対策に関する今回の見直しには、市民の対応が明確に組み込まれている。従来はここまで具体的な対応は組み込まれていなかつたが、今回はどのように備えるか、どのように対応するかということまでが定められており、市民に理解していただくことが重要である。このため、自然災害と同様に、原子力災害に関しても市民への説明の場を設ける必要があると考えるが、どのような方法を検討しているのか、またどのようなスケジュールで進めていくのかお示しいただきたい。

【仙台市危機管理室長】

今回の修正内容については、従来からその方向性を地域防災計画において定めていたが、市が具体的に何をするか、市民の方々に何をしていただくかという具体的な内容に踏み込んだものとなっており、ご指摘のとおり市民への周知啓発は重要な課題であると認識している。

周知啓発に関して、まずは市政だよりへの掲載を予定しているが、継続的な周知も必要と考えており、大雨への対応と同様に、地域説明会を丁寧に実施していく考えである。仙台市危機管理室では、平成29年度から「地域支援係」という住民説明を専属で行う部署を設けて周知啓発を行っており、このような枠組みを活用しながら継続的に取り組んでいく所存である。

また、周知啓発用の資料としては、今年度から新たに「防災タウンページ」を作成・全戸配布しているが、この資料中においても周知が必要な事項をまとめて掲載し、継続的に配布していきたいと考えている。

【特定非営利活動法人イコールネット仙台 代表理事 宗片委員】

市民の不安も大きいと思うので、着実に進めていただきたい。

【議長】

それでは、仙台市地域防災計画は原案のとおり承認することとしてよろしいか伺う。

【委員一同】

異議なし。

【議長】

原案のとおり承認とする。

4. 報告事項

(1) 災害時支援計画・応援計画の策定について

・資料2に基づき、事務局（仙台市危機管理室防災計画課長）から説明

【議長】

ただいまの報告について、質問等があれば発言をお願いしたい。

(質問等なし)

【議長】

予定している報告事項は以上であるが、あらためて本日の会議全体を通じてご発言があればお願いしたい。

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

要望を述べさせていただく。安定ヨウ素剤の配備に関して、資料1-4の回答では、他都市の動向を注視していくとされており、国や県の指示を待たず独自の判断で服用を行うとしている自治体があれば、それらをモデルとして、仙台市としても前向きに検討していただきたい。世界から「防災モデル都市」として認識されている本市にあって、原子力災害対策についても先進的な取り組みを行っていただくことを要望する。

【仙台市危機管理室防災計画課長】

ご要望として承る。独自の判断で安定ヨウ素剤を配備している自治体もあると聞いているが、一方で原子力規制委員会の指針という枠組みに基づかない対応であり、問題が

生じた場合の責任の所在もこの枠組みの外という扱いになるため、注意が必要である。
配備に関する国への要望と合わせて動向を注視していく所存である。

【議長】

以上で議事の一切を終了する。

5. 閉会

以上、事実に相違ないと認める。

平成30年4月4日

仙台市防災会議委員

二階堂 秀



平成30年4月6日

仙台市防災会議委員

木須 八重子

